

A study on the Legal Status of Korean Chinese

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/9842

中国朝鮮族の法的地位について

社会環境科学研究科地域社会環境学専攻

金 仙 花

A study on the Legal Status of Korean Chinese

Jin Xianhua

Abstract

Ethnic Koreans acquired a good legal standing through the birth of the Chinese Communist Party and its developmental process, and their equality and rights have been preserved in relation to the Hans who comprise more than 90 percent of the population.

The establishment of ethnic Koreans' legal standing in China is a fundamental condition which enables to maintain and develop their culture, but at the same time it promotes their economic, political and social developments.

In this study, the adoption of the good legal standing of ethnic Koreans in the post- revolutionary China will be compared with pre-revolutionary periods.

Keyword: Korean Chinese, A minority, Legal Status

はじめに

1. 中国「朝鮮族」の成立の歴史的背景
2. 中華人民共和国成立以前の朝鮮族の法的地位
3. 建国後の朝鮮族の法的地位

おわりに

はじめに

世界の朝鮮人人口は7,000万人以上を数えており、朝鮮半島外の朝鮮人人口が664万人くらいである¹。そのうち、約200万人以上が中国に住んでいる。朝鮮人の呼び方は、居住国家によって異なる。アメリカでは「コリアン」²、ロシアでは「朝鮮人」、³「高麗人」³、日本では特別永住者のうち韓国籍を持つ者は「在日韓国人」で、朝鮮籍を持つ「在日朝鮮人」と一緒にして「在日朝鮮・韓国人」と呼ぶのが一般的だが、まとめて「在日朝鮮人」⁴、あ

るいは「日本定住コリアン」⁵とする論者もいる。中国では、民族名として「朝鮮族」と呼ぶ。

本稿では、昔からの中国への移住者とその子孫たちを、1949年の中華人民共和国建国前においては「朝鮮人」とし、建国後は「朝鮮族」と区別して論じたい。

本稿の目的は次の二点である。第一に、建国前の「朝鮮人」をどう理解すべきかを明らかにすること。第二に、朝鮮族は、中国共産党の思想や政策の影響下で中国国民として他民族と平等の権利を享受しているはずであるが、その法的地位⁶に

ついて考察・検討することである。この法的地位の考察・検討は、中国の民族政策を分析・評価する上で重要な意義をもつと考えられる。

なお、中国は、今日でもチベット民族問題などを抱えているが、少数民族はすべて中国国籍を持ち、国籍を有しているものに対しては国家の保護を受ける資格を与えている。中国憲法第4条では、各民族の平等と同権がうたわれているのである。

朝鮮族がいかなる法的地位を得てホスト社会に適応したかを明らかにするためには、共産党の平等政策の確立により各民族の合法的権利・利益が保護されてきた点に着目する必要がある。

1. 中国「朝鮮族」の成立の歴史的背景

朝鮮人の中国への移住を遡ると元朝時代になるが、初期の中国朝鮮人は1627年、1636年の二度の戦争による捕虜として中国に住み続けるようになった。そして、1860年から朝鮮半島北部の自然災害により、朝鮮農民が生活の糧のために、越境し始めた。窮乏農民が次第に図們江を越えて満州に入り込み、焼畑などを行うとともに、狩りや人参の採集などに従事した。封禁政策を犯し間島に入ってくる朝鮮人の数は時代が下るにつれて増加し、清朝と朝鮮の国境紛争も発生した。清朝は1883年6月に朝鮮と「吉林朝鮮商民貿易地方章程」を結び、1885年には有名無実となった封禁政策を廃止した。封禁政策の廃止により、朝鮮人農民の越境は容易となった。近代になって朝鮮が日本の植民地になると、1910年以後土地を失った朝鮮農民が満州に流亡し、朝鮮人移民が激増した⁷。

「満州朝鮮人人口増加統計」によると、1910年の満州朝鮮人人口は1万5,600人いた⁸。しかし、1931年には、中国東北朝鮮人人口は約70万人に達した⁹。

1932年の「満州国」成立以後、「日本帝国主義の移民管理が朝鮮人を村の建設の補助金と農業資金などで誘惑し、移民を促した」¹⁰ということと、1938年の『鮮農管理綱要』に基づいて、強制移民政策を実施した¹¹ということから、中国への朝鮮人大

量移住は日本の「満州国」支配に付随した朝鮮人の計画的移民によるものであったと考えられる。

1945年には216万人に達していたという¹²が、満州国の崩壊と朝鮮の解放によって多くの朝鮮人が帰国し、約100万人が中国内に残留した。

中国内に居住する朝鮮人は、中国共産党とその中華ソビエト政権（1930年）により、すでに少数民族として認められていた。祖国解放時に帰らず中国に残った人は、1949年の中華人民共和国成立時に中国国民として正式に「朝鮮族」となったのである。

現在、朝鮮族は祖国解放時に中国に残った人とその後の二世・三世の誕生で約192万人いる。朝鮮族は、延辺地域を中心とする東北三省（黒龍江省、吉林省、遼寧省）に集中している。なかでも吉林省に約120万人が居住し、吉林省東部の延辺朝鮮族自治州に約80万人が居住している。このほか、黒龍江省に約45万人、遼寧省に約25万人いる¹³。

2. 中華人民共和国成立以前の朝鮮族の法的地位

(1) 清朝末期～中華民国初期の朝鮮人

中国奉天省では、1909年中国に住む朝鮮人の「国籍」について条例を作った。それによれば、「国籍」を認める者は以下のとおりである¹⁴。

- ① 東北三省の総督府に認められる者。
- ② 中国において満2年以上居住し、住所を持つ者。
- ③ 年齢は20歳以上で、精神病を持っていない者。
- ④ 品行方正である者。
- ⑤ 相当な資産を有して能力者と認められる者。
- ⑥ 祖国籍を離脱できる者。
- ⑦ 剃髪易服ができる者。

以上の規定のうち、①～④は中国にいる朝鮮人にとってそれほど厳しい内容ではない。しかし、⑤～⑦は朝鮮人にとって厳しかったと思われる。間島地域において、「朝鮮人の大地主は中国人の小地主に及ばない」¹⁵と鶴嶋が指摘するように、当時、

朝鮮人は小作人が多だけでなく、中国人と朝鮮人とでは土地所有の規模も大きく違っていたのである。つまり、当時中国に移住した朝鮮人の殆どが小作人であり、相当の資産を持つ人はすくなかったと考えられる。また、祖国籍の離脱に関しては、元来出稼ぎ感覚で中国へ渡った朝鮮人にとって受容しがたいものであったと推測できる。そして、最後の剃髪易服は、朝鮮人の民族意識を放棄させる清への一種の「同化」政策であった。『少数民族教育史』¹⁶によれば、当時の朝鮮人は「剃髪易服」に耐えられず、朝鮮やシベリアに逃げたという記録がある。つまり、朝鮮人の民族意識が強かったために多くの朝鮮人が帰化しなかったと考えられる。

清朝は、朝鮮人への「同化」政策を試み、土地の所有権を求める朝鮮人移民に対して「剃髪易服、帰化入籍」¹⁷を強要した。つまり、清朝のもとでは、服装や髪形のなどで同化の意思を表明することが土地所有権取得の前提となっていたのである。

民国においても帰化が土地の所有権取得の前提になるが、中華民国の国籍法は、第四条で「引き続き5年以上住んでいる人」¹⁸と規定しており、さらに、1914年の改正では、外国人の帰化は中国において10年以上引き続き住所を有し、祖国籍の離脱ができる者に限ると規定され、朝鮮人の中国への帰化はますます困難になった。

なお、日本の朝鮮併合により、帰化朝鮮人に対しても中国側の対応は以下に見るように厳しくなったのである。

(2) 日本侵略期

日本帝国は、朝鮮の併合以後、清国の朝鮮人移民者、つまり「間島協約」(1909年9月の間島に関する日清協約)にある朝鮮人も含めて「日本帝国臣民」であると主張した¹⁹。つまり、朝鮮人の日本国籍喪失を認めなかった日本政府は、中国と朝鮮人の管轄権や国籍問題をめぐって争ったのである。

当時、間島居住朝鮮人の法的地位は「間島協約」に定められた通りであり、清の管理下におかれる

のが当然であった。しかし、日本は「朝鮮併合」により、中国にいる朝鮮人もも日本国民に編入させ、日本国籍保持者という法的地位に位置づけた。

「間島協約」7ヶ条中の朝鮮人の法的地位に関する3、4、5条では、間島における朝鮮人の居住権、清朝法権への服従、不動産所有権などが定められていた²⁰。

さらに、1915年には日本の21ヶ条の要求に基づいて、「満蒙条約」が締結された。そこで日本は、第二条の土地商租権、第三条の南満洲における居住権、第四条の東部内蒙古における農工業の合弁経営権、第五条の日本の領事裁判権益を得る²¹。日本は、「満蒙条約」の「日本臣民」には朝鮮人も含まれていることを主張し、「朝鮮人」に関して日本にとって有利な条文を盛り込むように心がけていたのである。

鶴嶋の指摘によると、朝鮮人は間島内で新しく不動産を取得することは困難であったが、居住には旅券は必要なく自由で、ほぼ従来と同様に取り扱われたのである²²。しかし、実際には、彼らは中国と日本の両方の司法警察権に服しており、中国国民でもなく、日本国民でもなく、中国や満洲国(日本帝国)の管轄下に置かれる「朝鮮人」に過ぎなかった。

当時の日中関係は、中国に居住する朝鮮人の支配権をめぐる対立するなど「間島協約」の効力について争うことから、間島の朝鮮人の国籍問題は一層複雑になっていたことが考えられる。

(3) 新民主主義革命期

1921年の中国共産党の成立後、1931年11月には「中華蘇維埃共和国」臨時中央政府が設立された。中国共産党は、中国国内居住の朝鮮人に対し「法的平等権利」を1931年11月7日の「中華蘇維埃共和国憲法大綱」において打ち出した。

中華ソビエト共和国憲法大綱は、中華人民共和国の成立後、朝鮮人を含む少数民族の法的地位と民族政策確立に重要な役割を果たすが、その内容は、「漢、満、蒙、回、蔵、苗、梨と中国の台湾人、高麗人、安南人などの少数民族は蘇維埃の法律に

において一律平等である。皆蘇維埃共和国の公民であり、選挙権・被選挙権がある。少数民族は自己の自治区を設けることと少数民族の文化と民族言語を発展させる権利がある」²³となっている。

そして、1949年9月21日から開かれた中国人民政治協商会議により、「中国人民政治協商会議共同綱領」²⁴が認められ、中国領域内に住む各民族に対して地位の平等、権利の平等を確定したのである²⁵。ここでいう高麗人は、朝鮮人である。このように、朝鮮人を「中国公民」として認めたのは、共産党の民族政策であった。

成立後まもない中国共産党はソビエト連邦の民族問題の解決手段を輸入し、マルクス・レーニン主義を運用して民族問題を解決しようとした。マルクス・レーニン主義は中国を統一的多民族国家へとつくりあげるために重要な役割を果たしたのである。この経過を少し詳しく見てみよう。

1931年の中華ソビエト第一次全国代表大会で「中国国境内にすむ少数民族問題決議案」が採択され、1934年の第二次全国代表大会で中華ソビエト共和国憲法大綱が改正されたことにより、「高麗人などを含むすべての中国国内の居住者は自決権があり、中国ソビエト連邦からの離脱或いは、自治区を建てることは自由である」²⁶とされた。

このように、1930年代の共産党はマルクス主義（マルクス・レーニン主義）の民族問題基本理論に則り、民族自決の原則を強調し、少数民族の権利・利益の保障の必要を特に強調した。笠本は「朝鮮半島が日本の植民地支配から解放されれば朝鮮半島へ帰っていく存在ともみなし得た在中朝鮮人を、中共が早くから中国少数民族と認識していたという点は興味深い」²⁷という。それは、1930年代当時東北地域に居住していた朝鮮人が60万人を超えていることを考えると、中国共産党が朝鮮人抗日運動の「革命力量」を利用するためであったとみることもできる。

朝鮮人にも早くから中国少数民族としての自決権を与えた理由について、ひとつの見解がある。それは、東北地域の朝鮮人は祖国解放のため中国人民と一緒に戦ったということで、中国にとって

は、東北解放運動に貢献した「報恩関係」²⁸にあったからだという。

黄光学によると、1934年10月に始まった中国共産党による長征に加わった朝鮮人がおり²⁹、1937年に中国抗日戦争が勃発してから、朝鮮人民は様々な形で抗日戦争に参加した。当時、62,942名の東北朝鮮人青年が参加しており、延辺地域だけで52,051名の参加者がいた。そして、そのうち85%が朝鮮人であった³⁰。

その後も朝鮮人は延吉、和龍、渾春、汪清の各地域で連隊をつくり、東北解放運動に貢献した。抗日運動の勝利後も、東北の16万人の朝鮮人青年たちは、共産党の下で国民党軍を相手とし、軍功を積み重ねた³¹。

このように、東北解放運動及び国共内戦に多くの朝鮮人が参加したことから、中国共産党は朝鮮移民を中国国民として認めるのは正当であると主張した³²。

共産党が少数民族を平等と位置づけた背景には、さらに以下の理由もある。まず、ひとつは、日本帝国が植民地統治下の東北地域に住んでいる各民族の間に対立を煽っていたことである³³。さらに、かつて朝鮮族と漢族は、地主と小作人の対立関係にあり³⁴、「石は枕にできず、漢民族は友になれない」³⁵という言葉まであるように、少数民族は常に漢族に対し不信感を抱いていた。これらの理由から、民族と階級の問題が絶えない中国において、毛沢東は、国民党との対抗上国家理念として各民族の平等・融和をはかり、一律平等主義を打ち出したのである。

このような背景により、毛沢東は第7回全国代表大会（1945年4月23日～6月11日）で、清朝政府の政策を継承している国民党の大漢民族主義を批判する一方、「少数民族の待遇問題を改善するには、各少数民族に民族自治権を与えることである」と演説した³⁶。この思想は、その後、民族政策の8つの基本原則としてあらわされた。その基本原則には、「中国国境内の居住者に対して一律平等とする原則、民族の自治権を賦与する原則、さらに、政治、経済、風習・文化などを改革する自

由を賦与する原則」³⁷などが含まれており、朝鮮族を含む各少数民族に対し、自由権を保障することは、中国共産党の一貫した政策であったのである。

そして、前述のように1949年の「中国人民政治協商会議共同綱領」すなわち臨時憲法の第9条は、中華人民共和国内に居住する各民族に平等な権利と義務を賦与した。

1945年に祖国の「光復」を迎えてから1949年までに、朝鮮人移民の帰国が目立っており、216万とされていた中国居住朝鮮人のうち約120万人が朝鮮半島へ帰還した³⁸。中国で引き続き生活した朝鮮人は、中華人民共和国の成立とともに、中国で合法的な地位を得て中国国民である「朝鮮族」となったのである。

3. 建国後の朝鮮族の法的地位

(1) 中華人民共和国成立期

1949年の「中国人民政治協商会議共同綱領」はさらに、第50～第53条の民族政策規定において、少数民族の団結を促進する、少数民族としての権利を明記した³⁹。

『中国少数民族教育史』⁴⁰によれば、東北には1949年3月、朝鮮族小学校が1,500校、中学校が70校あった。急速に発展する教育状況に対応するために、東北人民政府⁴¹の承認を経て、1949年3月20日、延辺市に中国最初の少数民族総合大学である延辺大学が創設された。

さらに、1952年9月3日には、延辺朝鮮自治州が成立した。臨時憲法119条は自治州が「教育・科学・文化・衛生（医療関係）・政治などを自主的に管理し民族文化を発展させる」ことを定めていた。それにより、朝鮮族固有の教育・文化・政治・経済などの各分野を発展させることが可能になった。

今日の延辺朝鮮族自治州では、朝鮮族の病院、学校、芸術団体、放送局、出版社、新聞社などを目にすることができ、各分野における朝鮮族としての発展を確認することができる。

なお、朝鮮族の幹部養成状況を見てみると、自治州発足の52年には、全州幹部総数の74%が朝鮮

族で占められており⁴²、自治実態を伴っていたことが確認される。

このように朝鮮族は、1949年の中華人民共和国の成立時から漢民族と同じく教育、文化、政治、経済などの各面において平等な権利が与えられた。

つまり、朝鮮族の中国公民としての法的地位は中国共産党の少数民族政策によって確立されたのである。

(2) 文化大革命期

1966年5月に始まった文化大革命期には、各民族の文化の抹殺が中国各地で起こった。民族政策の基本である各少数民族の平等な権利や民族自治権の保障は、林彪や「四人組」により、「民族区域の自治は『分裂』、『独立王国』をもたらす危険がある」⁴³ということで否定された。そのため多くの民族幹部、知識人、教師などは打撃を受け、少数民族地域における反地方民族主義運動の誤った拡大によって、民族の存在そのものが否定され、民族自治が弾圧された。朝鮮族の指導者である朱徳海が冤罪事件で追放されたのをはじめ、数々の冤罪により、延辺自治州内だけでも犠牲者は10万人を越えるとされる⁴⁴。

このように、建国以来17年間築いてきた民族政策の成果を否定し、朝鮮語の教育は「反革命修正主義路線」の実行であり、「朝鮮語不要論」、「漢語を習わない人は先がない」という「四人組」による文化大革命期の政治的影響から、当時たくさんの民族学校が閉鎖され漢民族学校と併合させられた。それにとどまらず、朝鮮語の研究機関、翻訳機関は閉鎖され、朝鮮語の書籍などを大量に抹消するなど、民族性が抹殺される危機に直面した。

特に、文化大革命末期である1975年になると、1954年9月20日の第一回全国人民代表大会で採択した憲法の全106条が、1975年1月17日の第四回全国人民代表大会で通過した改正憲法では30条になった。そこでは、「各民族」或いは「少数民族」に関連する規定は第4条（各民族団結、一律平等、各民族はみな自己の言語文字の使用の自由がある）のみとなった。つまり、1975年憲法の基本は、

毛沢東思想やマルクス主義を謳いながらも、「各民族の基本権利」や「民族政策」の詳しい規定がなくなっており、「自治権」についても詳しい規定はなくなっていた。少数民族の権利に関する規定がほとんど省略されたのである。

文化大革命の動乱期に作られたこの憲法では「各民族の基本権利」がいわば「空洞化」され、朝鮮族は名目上は中国の国民として法的地位を認められていたが、少数民族としての権利からは排除されていた。つまり、文化大革命は、朝鮮族などの民族自治に対する少数民族の権利が否定された時期であった。

(3) 改革開放期

朝鮮族は、文化大革命という紆余曲折の時代を経て1978年以後、「平等」・「団結」・「互助」・「共同发展」というスローガンのもと中国国民としての権利を再び享有するようになる。

1978年12月の共産党第11期3中全会において、「民主と法制」の強化の方針が打ち出され、中国では「依法治国（法により国を治める）」が「改革開放」期における国家の重点課題の一つとなった。「文化大革命」における人権蹂躪に対する反省に基づき、この3中全会で鄧小平は、民族問題の中心は階級問題であるという理論を批判し、社会主義発展期において、各民族の根本利益の一致のためには、団結・平等・互助が必要であると規定した⁴⁶。

1982年の中華人民共和国憲法では、鄧小平理論に基づいて、78年憲法の不十分性に対して54年憲法の民族に関する内容を復活させて、具体的な立法をもって保障し、各民族の団結・平等・互助の内容を明文化した。したがって、朝鮮族は他の民族と同じく「民族一律平等」という処遇により⁴⁷、文化大革命期に否定された伝統文化、民族教育を復活させた。「平等政策」により、政治的、法的に保護され、朝鮮族の法的地位は新たな転換期を迎えたのである。

1982年憲法第4条は、「各民族はすべて、自己の言語文字を行使し、発展させる自由を有し、自己

の風俗習慣を保持または改革する自由を有する」という内容を含み、各民族の民族性保持の自由について規定した。

1984年の民族区域自治法は、82年憲法の自治規定を生かし、弾力的措置を採用し、民族伝統文化の継承や発揮を促進する権限（第6条）、民族言語使用自由の権利（第10条）、民族幹部養成（第22条）などの民族自治権を基本的に復活させた。また同法第65条では、「高等学校（日本における大学、専門学校に相当する一筆者）および中等学校（日本における中・高校に相当する）は、新入生を募集・採用するにあたって、少数民族の受験生に対しては、採用基準および条件を適当に緩める」という規定があり、朝鮮族など少数民族は大学等の進学も漢族より有利となるなどの優遇を受けている。

最近の政策は、より開放的な様相を呈している。例えば、1994年5月に第8回全国人民大会で採択した「中華人民共和国対外貿易法」の第42条では、「国家は辺境の都市や町と隣接する国家の辺境の都市や町との間の貿易ないしは辺境民間市場貿易に対して弾力的な措置を採り、優遇と便宜を供与する」と規定した。これを受けて、基本的に遼寧省、吉林省、黒龍江省などの農村地域に居住している朝鮮族は、中・朝・ロ三国が国境を接する図們江下流域（およそ1,000平方キロメートル）における貿易を盛んに行うことができるようになった。特に、吉林省に居住する朝鮮族は、図們江を隔てた対岸の北朝鮮住民との間で国境貿易などを通じる交流が盛んになった⁴⁸。

一方、1992年に韓国との国交が樹立してから、韓国企業の進出、韓国への出稼ぎ、朝鮮族の韓国進出ブームが中国各地で起きた。韓国との往來のおかげで朝鮮族は韓国とのビジネスで活躍する人が多くなった。

このように、90年代以降の改革開放の浸透により、中国の朝鮮族は南北朝鮮との交流を盛んなものにした。中国朝鮮族の地位が国家により法的に保護され、中華人民共和国を構成する一員であることから、中・朝にまたがる地理的、文化的な特

徴、とりわけ「同じ民族」という特性を発揮し、今後さらに朝鮮半島との政治、経済、文化の交流に積極的な貢献が可能であると考えられる。

おわりに

今日、中国は漢族人口が約91%を占めている「一民族突出型多民族国家」⁴⁹である。一方、少数民族の数は50以上あり、100万人以上の人口を抱える民族が18で⁵⁰、最も少ない少数民族のロツパ族は2,000人あまりである⁵¹。このように、人口規模は極めて不均等であるが、中国では大小を問わず「民族平等」政策を採っており、各民族とも政治上・法律上において地位は一律平等とされるようになった。朝鮮族も中国共産党の誕生とその発展過程で法的地位を獲得・発展させ、漢民族と平等、あるいはそれ以上の権利を保持してきた。

朝鮮族が独自文化を維持・発展させ、同時に経済・政治・文化などにおいても自由に活躍することができた最大の理由は、民族平等を基本理念とした中国の民族政策の存在にある。その他に、朝鮮族の場合は、抗日運動の時中国人民と一緒に戦った歴史が特殊な要因として考えられる。

このように、中華人民共和国成立後の中国は、文化大革命期を除き、法的な保護を通じて、朝鮮族に対し、多様な文化・風習などの継承を認めてきたのである。

法律に明文化された理念がどれだけ実体化しているかについては、研究・調査が不十分であるので、今後の研究課題としたいと思う。

注：

- 1 韓国「外交通商部調査資料」（2005年）によると、在外同胞総計人口は6,638,338人である。
<http://www.okf.or.kr/data/status.jsp> 2007年7月6日
- 2 高賛侑『アメリカン・コリアタウン』社会評論社1993年 参照
- 3 在ソ朝鮮人社会においては、「朝鮮人」「高麗人」が併用される時期が長く続いており、これに対して「韓人」は1920年代はじめまで一般的名称として使っていた。その後「高麗」にとって変えられ、高麗人民共和

- 国、高麗師範学校などの呼び方をするようになった。編訳・岡奈津子他『在ソ朝鮮人のペレストロイカ』凱風社1991年 p.32
- 4 外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究』緑蔭書房2004年 p.3
- 5 原尻英樹『日本定住コリアンの日常と生活』明石書店1997年 p.7
- 6 ここでいう「法的地位」は、少数民族の法的地位を指す。少数民族の法的地位は、国際人権規約では「社会権」「自由権」から規定しているが、ここでいう法的地位とは、主に中国の法制度に規定された公民としての権利・義務をいう。いわゆる民族の自治権、公民権である。
- 7 中国少数民族教育史委員会編『中国少数民族教育史』第1巻1993年 広東教育出版社 pp.466-467
- 8 金炳鎬『中国朝鮮族人口簡論』中央民族学院出版社1993年 p.53
- 9 前掲『中国少数民族教育史』p.469
- 10 同上 p.470
- 11 金炳鎬 前掲書 p.55
- 12 高賛侑「560万在外同胞の特殊性と普遍性」徐龍達『21世紀韓朝鮮人の共生ビジョン』日本評論社2003年 pp.518-519
- 13 『中国民族年鑑2002』中国民族年鑑編集出版2003年 p.42
- 14 姜龍範・崔永哲「日韓合并与間島朝鮮人的国籍問題」『東疆学刊』第16巻第4期1999年 p.11
- 15 鶴嶋雪嶺『中国朝鮮族の研究』関西大学出版社1997年 pp.142-143
- 16 中国少数民族教育史編委会『中国少数民族教育史』广东教育出版社1998年 p.469
- 17 姜龍範『近代中朝日三国における間島朝鮮人の政策研究』黒龍江朝鮮民族出版社2000年 p.56
- 18 日本外務省外交資料館蔵『外務省警察史』第四巻不二出版1996年 pp.139-140
- 19 井上学「日本帝国主義と間島問題」『朝鮮史研究会論文集』10号1979年 p.39
- 20 天野元之助「間島に於ける朝鮮人問題に就いて」『満蒙パンフレット』17巻 中日文化協会1931年 p.52
- 21 『朝鮮統治史料』韓国史研究所 第二巻1970年 p.235
- 22 鶴嶋雪嶺 前掲書 p.123
- 23 金炳鎬・王鉄志『中国共産党民族綱領政策通論』黒龍江教育出版社2001年 p.23
- 24 中国人民政治協商会義共同綱領は建国後の5年間、臨時憲法の役割を果たした。（『中国年鑑2005』中国研究所 創土社 p.271）
- 25 金炳鎬・王鉄志 前掲書 p.511
- 26 同上 p.260頁
- 27 笠本(宮島)美花「延辺朝鮮民族自治州における民族区域自治の制度と実情(下)」『アジア・アフリカ研究』43(4)2003年 p.32

- 28 同上
- 29 黄光学「中国における朝鮮族の今日」『アジアフォーラム,』(1)大阪経済法科大学アジア研究所 1988年 p. 31
- 30 鄭信哲『朝鮮半島局勢対朝鮮族地区社会発展与穩定的影響』中国国家民族問題研究中心 2004年, p. 11
- 31 崔慶植「全球化背景下的思考及び朝鮮族历史, 中国民族政策, 現状と未来」中央民族大学 博士学位論文 2001年 p. 24
- 32 劉智文『中国東北朝鮮族自治地方民族和睦的成因初探』黑龙江民族丛刊 第2期 2001年 p. 25
- 33 同上 p. 272
- 34 笠本(宮島)美花, 前掲論文 p. 37
- 35 金炳鎬・王鉄志 前掲書 p. 511
- 36 同上 p. 193
- 37 同上 p. 194
- 38 金鐘国『中国朝鮮族』延辺人民出版社 1999年 p. 93
- 39 少数民族の権利—①各民族平等団結。②少数民族区域自治(自治機関において各民族は代表になれる)。③少数民族の武装権利(少数民族も、兵士や警察官になる権利がある。)④少数民族は、言語文字、風習、宗教信仰を守る権利がある。⑤政府は少数民族の経済、政治、文化、教育などを含む全面的発展を応援する。
- 40 『中国少数民族教育史』p. 534
- 41 中国東北部は満州の中華人民共和国による呼称である。抗日戦争勝利後の1946年8月、東北部に「東北行政委員会」が正式に成立され、1949年8月にはその名称を「東北人民政府」と変えた。高岡が東北人民政府の主席である。高岡は1954年党大会で批判を受け自殺。
- 42 潘竜海「文化と教育」, 潘竜海・黄有福『21世紀を跨ぐ中国朝鮮族』, 延辺大学出版社 2002年 p. 79
- 43 金炳鎬・王鉄志 前掲書 p. 518
- 44 朱徳海は、当時の吉林省の副省長, 延辺自治州の第一書記, 州長, 州政協主席(日本の議会議長相当)である。1972年7月、「四人組」の迫害によりなくなった。
- 45 鄭雅英「変貌する東北の朝鮮社会」『現在中国の民族と経済』世界思想社 2001年 p. 70
- 46 金炳鎬『中国民族理論研究20年1978. 12~1998. 12』中央民族大学出版社 2000年 pp. 2-3
- 47 呉宗金編著 西村幸次朗監訳『中国民族法概論』成文堂 1998年 pp. 14-15
- 48 坂田幹男「北東アジア経済圏とコリアン・ネットワーク」坂田幹男他2人『北東アジア経済入門』れんが書房新社 2000年 p. 273
- 49 『中国年鑑2005』 p. 362
- 50 『中国民族年鑑2002』 pp. 37-48
少数民族のうち最大のものは1617. 88万人の人口をもつチワン族である。その他に、満族(1068. 23万人), 回族(981. 68万人), ミャオ族(894. 01万人), ウイグル(839. 94万人), 蒙族(581. 40万人), チベット族(541. 60万人)など。
- 51 『人民日報』2001年 1月15日4面